

「緊急事態条項」の危険

安倍晋三首相や改憲右翼団体・日本會議が優先事項として新設を狙う「緊急事態条項」は、自民党改憲案にすでに盛り込まれています。

「緊急事態」とは、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他 の法律で定める緊急事態」(第98条)と定められています。何よりも、「外部から の武力攻撃」への対処のためのものですね。首相による「緊急事態」宣言のむじで、何ができるのでしょうか。

国民に服従義務

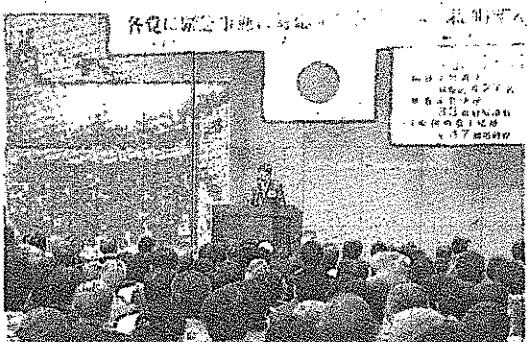
法律に基づいて「内閣は 法律と同一の効力を有する 政令(緊急政令)を制定す る」ことができます。これ により、国会審議を抜き に、内閣が人権制約をはじ

め、「内閣は 国等の指示に従わなければならぬ」と、服 徒義務が規定されます。緊 急政令では、罰則制定も排 除されません。

自民党改憲案取りまとめ の起草委員会事務局長を務 めた磯崎陽輔参院議員は、「(緊急政令で) 人権制約は 考えていない」などツイ ツターで発信しています。

しかし、自民党改憲案Q & Aは、従来の「国民保護 法制」では国民の服従義務について憲法上の根拠がないため、国民への要請は全 て「協力を求める」という

「緊急事態条項を優先課 領に」と主張する改憲派 の集会=20日、東京都内



形でしか規定できなかつた と不満を告白しています。

法律レベルの緊急事態法= 有事法の一部である國體 保護法制に強制力を持たせ るのが大きな狙いです。

それにQ&Aでは、「國 民の生命、身体及び財産と いう大きな人権を守るために、そのため必要な範囲で より小さな人権がやむなく 制限されることもあり得る」と明記しています。

内閣頂点の軍政

はない「何でもできる」こ とになります。三権分立や 國會中心主義などの原則が 停止し、首相と内閣に権限 が集中します。

やがて国民保護のための 法令が開始される場合、通 支援が開始される場合、通 信傍受やテロ容疑者拘束の ための強制手段が拡大さ れ、軍事対応を批判する言 論への統制も一気に強化さ れる恐れがあります。意思 決定の中心は「国家安全保 障会議」であり、事実上の 戒厳(軍政)です。

国会では政府対応を批判 する議論がされていても、 「緊急事態」を首相が宣言 すれば、政府が独断で強権 措置を発動できるのです。

5/25 玄旗

再批判 自民党改憲案

④